

学校において予防すべき感染症に罹患した場合の対応について

下表にある学校において予防すべき感染症と診断された場合は、出席停止期間の基準のとおり出席停止となります。診断されましたら、すみやかに学校までご連絡ください。

出席停止期間が過ぎ登校されてから、担任または保健室より「学校感染症罹患報告書」をお渡しします。（このホームページからもダウンロード可能です。）保護者の方は、必要事項をご記入していただき、受診したときにもらう薬の説明書や検査結果表等、罹患したことがわかるもの（コピー可）を添付し、担任まで提出してください。医療機関による証明書は必要ありません。



[学校感染症罹患報告書](#)

（ダウンロードできます）

種類	病名	出席停止期間の基準 <small>（※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。）</small>
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスその他の感染症（条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの）	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで

（注）「その他の感染症」とは、溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、ヘルパンギーナ等をいいます。